

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成31年2月18日、3月1日及び3月18日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（19件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには非掲載
- ・複数の所属が対応したものは、整理番号欄に他所属の整理番号を（ ）書きで記載
- ・整理番号欄に、Aを記したものは、職員に関するもの（2件）

| 整理番号 | 受付年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映区分 |
|----------|-----------|-------|------|------------------|---|-------|------------|--|-------------|
| 1 | 2019/1/22 | 電子メール | 提案意見 | 県民の安全安心な暮らしについて | 南伊勢町にある実家に戻るため家の耐震補強を考えていますが、常に家の中にいるわけではないと思うと一軒だけ補強しても対策に至らないと思います。高齢化率が高く、津波が来たら対応できないと考えている方々も多いのが現状です。国や県から手を差し伸べては頂けないのでしょうか。 | 防災対策部 | 防災企画・地域支援課 | ご意見をいただき、ありがとうございます。南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためには、国や県、町による「公助」の取組だけでなく、避難や住宅の耐震化等、住民の皆さん自身による「自助」の取組、避難行動要支援者名簿の作成・活用や各地区の計画作成等地域による「共助」の取組も重要です。そのため、県では、住民の皆さん一人ひとりが確実に津波避難行動を取っていただくことを目的に、「Myまっぷらん*」等を活用した津波避難計画づくりを地域で進めています。また、津波が発生した時などに、自ら避難することが困難である避難行動要支援者*の名簿や個別支援計画の作成の促進を図っています。さらに、市町が住民の皆さんに木造住宅の耐震設計や耐震工事へ補助する事業に対する支援を行っています。一方で、お戻りになる予定の南伊勢町では、地区ごとに住民が主体となって地区防災対策行動計画を作成することをはじめとして、地域の防災力の向上に取り組んでいますので、お戻りになられましたら、お住いの地区の役員にご相談ください。また、住宅の耐震化への支援については、南伊勢町防災課（0599-66-1704）にご相談ください。県として、これからも県民の皆さんの安全・安心のために防災・減災対策に取り組みますが、津波発生時には自らの命を守るため、避難を第一とした行動をお取りいただきますようお願いいたします。 *Myまっぷらん 住民一人ひとりが津波避難計画を作成するための手法 ・http://ecom.midimic.jp//index.php?gid=10013 *避難行動要支援者高齢者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。 | すでに実施している |
| 2 | 2019/1/7 | 電子メール | 提案意見 | 拉致問題の一日も早い解決に向けて | 私は、拉致問題の一日も早い解決を望んでいます。政府・拉致問題対策本部のホームページを閲覧すると、平成29年の各自治体における、日本人拉致被害に関する理解促進活動状況の三重県の取組は、他府県と比較して消極的なものだと思います。特に、「めぐみへの誓い・奪還」が上演されないのはなぜでしょうか。秋田や兵庫をはじめ、実施した各所ではチケットは全席完売となり、鑑賞した方々は拉致事件解決に向けての気持ちを一層強くしたという感想を聞いています。三重県においても、ぜひ上演できないでしょうか。 | 戦略企画部 | 戦略企画総務課 | ご意見をいただき、ありがとうございます。拉致問題は我が国の国家主権及び国民の生命、安全、人権に関わる重大な問題です。国民的課題である拉致問題の早期解決に向けて、外交に関することであるため、国政において大局的な観点をふまえ、十分に議論いただくことが大事であると認識しており、県民である私達一人一人が拉致問題への関心と認識を深めていくことも重要です。本県としましては、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」に参画し、政府への働きかけを行うとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に合わせて、パネル展及び写真展の開催、幹部職員等によるブルーリボンの着用、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発、ホームページでの情報発信などに取り組んでいます。また、県内市町においても拉致問題の理解促進活動に取り組んでおり、昨年7月には、拉致問題啓発ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会を、政府拉致問題対策本部、伊賀市、本県の3者で開催しました。ご提案のありました舞台劇「めぐみへの誓いー奪還」につきましても、政府拉致問題対策本部が地方公共団体と共同で開催する事業であるため、政府から募集があった際には、県内市町と連携・協力のうえ開催できないか、意向の確認等を行っています。 | 施策の参考とする |
| 3 (A) | 2019/2/17 | 電子メール | 苦情 | 職員の対応について | 自動車税事務所の職員が個人情報（氏名、電話番号）を聞いてきましたが、おかしくないですか。なぜ名乗らないと質問もできないのですか。該当担当者の懲戒免職を望みます。 | 総務部 | 税務企画課 | この度は職員の対応により、不快な思いをおかけしましたことについてお詫び申し上げます。自動車税事務所課税課では、県内全域の自動車税及び自動車取得税の課税業務を所管しております。自動車税及び自動車取得税に関する個別のお問合せにお答えするため、対象となる納税義務者の方のお名前や登録番号などをお聞きする場合があります。今後、一層丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | すでに実施している |
| 4 | 2019/2/5 | 提案箱 | 要望 | 県庁のトイレの場所表示について | 例えば、1階のトイレがすべて使用中であった場合、他の階に行かなくてはならないので、各階のトイレの位置が分かる図をエレベーター横に掲示してほしいです。 | 総務部 | 管財課 | この度は、ご意見をいただきありがとうございます。各階のトイレの位置が分かるよう、来年度フロアサインの更新に合わせて、1階エレベーター横へ各階のフロア図を掲示します。 | 次年度以降に反映したい |
| 5 | 2019/1/18 | 電子メール | 提案意見 | 麻疹（はしか）患者について | なぜ麻疹（はしか）患者の行動経緯を公表しないのですか。他府県では公表しています。小さい子供がおり、麻疹（はしか）の予防接種も完全ではないので心配です。行動経緯がなければ自衛もできないと思います。 | 医療保健部 | 薬務感染症対策課 | 今回の麻疹の発生は、県内で開催された民間団体の研修会が発端となっており、限定された接触者となっております。研修会に参加し発症された麻疹患者から、保健所が感染可能期間中の行動歴をできるだけ詳しく聞き取り、接触者のリストアップを行い、健康観察を行うことで、発症の早期発見や感染拡大の防止に努めています。また、接触者には発症予防のため、緊急ワクチンの接種も勧奨しているところです。麻疹を予防するためには、ワクチンを接種することが最も効果的です。予防接種を1歳以上で定期接種のスケジュールに則って必要回数接種している方、または、明らかに麻疹罹患歴のある方は、特に活動を控えていただく必要はありません。 | すでに実施している |

| 整理番号 | 受付年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映区分 |
|-----------|---------------|-----------|------|------------------|--|---------|------------|--|--------------|
| 6 (A) | 2019/ 2/4 | 面談・ 来訪 | 苦情 | 窓口対応について | 先程、伊勢保健所を訪れ、資料の閲覧を請求しましたが、対応した職員の話し方と態度が悪かったです。「それを本にするのか」等、資料閲覧に関係のないことも詰問されました。行政機関であっても、窓口対応はサービス業ではないでしょうか。その後対応した職員からは、きちんとした説明を受けられましたが、最初に対応した職員に注意するとともに、教育をするべきです。 | 医療保健部 | 伊勢保健所保健衛生室 | この度は、職員の窓口での対応により不快な思いをさせていただきましたことを、深くお詫び申し上げます。職員に対しては、かねてより研修や会議など様々な機会を捉えて、来客者や電話での接遇について周知を図っているところですが、いただいたご意見もふまえて、改めて周知徹底を図り、丁寧かつ適切な対応に努めてまいります。ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。 | 県民の声を受けて実施した |
| 7 (19) | 2019/ 1/24 | 電子メール | 提案意見 | インフルエンザの治癒証明について | 厚生労働省や小児科学会でも意味がないと止めるように提言しています。また、再感染や医療の混乱、医療費の負担などマイナスの面が多く止めるように提言している中、治癒証明を求める児童施設や学校はおかしいのではないのでしょうか。受診証明ならまだ理解出来ます。領収書でも認めれば医師も事務も効率的ですし、治療を求めるのは当然で感染防止で大事だと思います。解熱し症状が出ていないことを確認できれば、明確な根拠でない医療はおかしいのではないのでしょうか。他県では廃止している県もあり、ぜひ、三重県でも検討をお願いします。治癒証明の提出よりも、加湿や手洗い、予防接種、抵抗力をつけるなど予防に施設や学校は取り組むことをが大切ではないのでしょうか。 | 子ども・福祉部 | 少子化対策課 | 保育所におけるインフルエンザ等の感染症対策については、厚生労働省から『保育所における感染症対策ガイドライン』が示されています。当該ガイドラインでは、インフルエンザ等の感染症に罹患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、市町の支援の下、地域の医療機関、地区医師会・都道府県医師会、学校等と協議して決めることが大切であること・協議の結果、疾病の種類に応じて、「意見書（医師が記入）」又は「登園届（保護者が記入）」を保護者から保育所に提出するという扱いをすることが考えられること・なお、「意見書」及び「登園届」については、一律に作成・提出が必要となるものではありませんが、協議の結果、「意見書」及び「登園届」の作成・提出が必要となった場合には、事前に保護者に十分周知することが重要であることが示されており、実際の取扱いは各市町で対応を定めています。県としましては、市町に対して当該ガイドラインを周知し、適切な対応を求めているところですが、今後も感染症予防や感染拡大防止のため、情報提供等に努めてまいります。 | 施策の参考とする |
| 8 | 2019/ 2/15 | 電子メール | 提案意見 | 地球温暖化対策について | 三重県庁本庁舎前駐車場の電気自動車用急速充電器は、なぜ24時間、365日利用可能じゃないのですか。県庁の利用時間以外は、地球温暖化対策は、考えないのですか。 | 環境生活部 | 地球温暖化対策課 | このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、本庁舎へ来庁される方に対して、来庁時の利便性向上と電気自動車の普及促進を図るため、庁舎前駐車場に電気自動車用急速充電器を設置しています。このため、充電器をご利用いただける時間及び定休日は駐車場の運用に合わせて設定しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | 施策の参考とする |
| 9 | 2019/ 1/10 | 封書・ 葉書 | 要望 | 図書館の休館日について | 県立と津市立図書館の休館日が同じになることが、平成30年度は11日あります。内訳は、火曜日が8日と整理日の5月31日（木）、1月31日（木）、2月28日（木）です。同じ休館日をなくしてください。津市立図書館の定休日は火曜日です。県立図書館の定休日は月曜日ですが月曜日が祝日の日は、開館して翌火曜日が休館日となります。改善案は、1）県立は月曜日が祝日も休館日とします。または、2）津市立は火曜日に、市内9館のうち津図書館（リージョンプラザ内）のみ臨時開館します。津市立図書館の毎月の整理日は最終木曜日です。県立図書館の毎月の整理日は最終日です。県立と津市立の整理日が同じ日になることがあります。改善案は、1）県立の整理日を毎月の最終日から、毎月の最終木曜日以外の固定した曜日にします。または、2）津市立は同じ休館日に、市内9館のうち津図書館（リージョンプラザ内）のみ臨時開館します。 | 環境生活部 | 図書館 | 三重県立図書館をご利用いただきありがとうございます。月曜日の休館については、県立図書館は総合文化センターの一施設であり、センター全体で休館日は月曜日と統一しています。また、月末の図書整理のための休館日については、土日は比較的用户が多いことから、利用者の方のご不便とならないよう、月末最終の平日にしております。以上の休館日については、開館以来から今日に至るまで長年にわたってご利用の皆様にご定着しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | 反映は困難である |
| 10 | 2019/ 2/4 | 電子メール | 提案意見 | 住民税の課税方式の選択について | 平成29年4月1日 総税市第26号で、地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について総務省より通達がなされているところですが、改正後の取扱いについての第2章 第2節 第3 課税標準にある16の3の項について、県下各市町村ともホームページ等で明確な説明がなされていません。国税庁提供の確定申告の手引きにおいても【詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。】とあり、通達本文中にも【この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。】とあります。各市町村ご去何らかの情報提供があってもよいのではないのでしょうか。 | 地域連携部 | 市町行財政課 | 上場株式等に係る配当所得及び特定株式譲渡所得にかかる個人住民税の取扱いについては、平成16年から、投資家の利便向上のため源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要）が導入され、納税義務者の皆さんが、課税方式を選択することが可能となりました。平成29年度地方税法改正では、所得税の確定申告書が提出されていても、納税通知書の送達日までに個人住民税の申告書が提出された場合には、各市町村はこれを基に住民税を課税できること等が改めて明確化されました。この法改正については、ご指摘にありました、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について」（平成29年4月1日付総税市第26号）にて、各都道府県等に通知され、当県では、同月5日に県内各市町税務担当課にて周知の通知を发出しています。各市町では、当改正について、納税義務者の方々への適切な対応に努められていますが、その方法は、ホームページにて改正内容を周知するところもあれば、問い合わせに対して個別具体的に対応することを基本としているところもあり、その選択は課税庁である各市町の判断に委ねられています。（なお、現時点でホームページへの掲載が確認できた市について情報提供させていただきます。（末尾に記載））一方で、当該課税については、昨年末から県内複数の市において、算定誤りによる課税ミスが発生したとの報道があり、県からも各市町に注意喚起の文書を发出したところです。県としましては、前述の総務省通知の内容周知も含め、今一度、各市町において適切な対応がなされるよう、機会を捉えて呼び掛けてまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。○金融・証券税制にかかる情報提供をホームページで行っている市（県確認分）◆津市「平成29年度課税の改正点」◆四日市市「所得金額について（平成30年度）」◆伊勢市「上場株式等に係る配当所得等の申告について」◆松阪市「所得の種類と計算」◆桑名市「個人住民税の申告について」◆鈴鹿市「特定配当所得等および特定株式譲渡所得等の申告・課税方法について」◆名張市「特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の申告・課税方法について」◆伊賀市「申告書の記入方法等について【2018年1月更新】」 | すでに実施している |

| 整理番号 | 受付年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映区分 |
|------|-----------|-------|------|----------------|--|-------|---------------|---|-------------|
| 11 | 2019/2/18 | 電子メール | 提案意見 | 美し国市町対抗駅伝について | 駅伝楽しく拝見させていただいております。駅伝は想いが伝わり感動もありとてもいいですね。しかし、オープン参加のチームと一緒に走ると、順位がとても分かりづらいですね。スタートを遅らせるなど、配慮があるといいのにと感じます。また、タスキをつなぐところでたくさんの選手がぶつかりあって代表選手がかわいそうです。 | 地域連携部 | スポーツ推進課 | 美し国三重市町対抗駅伝を応援いただきありがとうございます。また、貴重なご意見ありがとうございます。オープン参加については、少しでも多くの選手に出場できる機会をつくるため、第6回大会より導入されたものです。第12回大会は、全29市町のうち6市町がオープン参加をしています。本駅伝への出場は、特にジュニア選手にとっては大変貴重な経験となるため、選手育成の観点からも今後もオープン参加を継続していきたいと考えています。出場チーム数やスタート方法などオープン参加のルールについては、いただいたご意見をふまえ、選手の安全と円滑な競技運営を最優先に今後も検討を続けていきます。また、オープン参加チームは、最後尾からのスタートとし、黄色のナンバーカードをつけていますが、応援いただく皆さんにとって、より分かりやすくなるよう検討していきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。今後も美し国三重市町対抗駅伝をどうぞよろしくお願いたします。 | 施策の参考とする |
| 12 | 2019/1/10 | 電子メール | 提案意見 | 種子法の条例化について | 政府が廃止した種子法について、各地で条例化の動きがあるようです。それぞれに作物のブランドもあり、それを守るために独自の条例が作られているようです。食の安全安心のためにも、種はとても大切だと思います。健康のためにも、食の安全は第一です。三重県でもぜひ、種子法の条例をつくってください。よろしくおねがいします | 農林水産部 | 農産園芸課 | ご意見ありがとうございます。三重県では、主要農作物種子法の廃止を受け「三重県主要農作物採種事業実施要綱」を策定し、これまでと同様に、優良種子の安定供給に取り組んでいるところです。また、新たな要綱のもとでの種子の生産状況を確認・検証するために、主な関係機関参画のもと「三重県主要農作物採種事業検討会」を設置しており、現時点においては優良種子の確保について、特に支障がないことを確認しています。ご提案いただいた条例についても、検討会において、その必要性も含めて検討していきたいと考えています。 | 施策の参考とする |
| 13 | 2019/1/7 | 電子メール | 提案意見 | 技能検定への対応について | 外国人技能実習生の専門級試験の受験が必須になっていますが、三重県では強引に早期に手続きが進められています。技能実習生の専門級試験が始まるのは周知の事実であり、試験実施団体が、その準備が県の予算の関係で出来ない事を理由にして、企業や監理団体にのみ負担をかけるのはいかがなものでしょうか。あらかじめ必要な準備をすれば問題はないはずですが。 | 雇用経済部 | 雇用対策課 | ご意見をいただきありがとうございます。技能検定の受検手続きにつきましては、ご迷惑をおかけしており申し訳ございません。外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、技能を移転する制度です。平成29年11月の技能実習法の施行により、当該制度が拡充されました。この拡充により、技能検定随時3級試験の受検が必須となり、受検者数が全国的に増加しています。技能検定、特に実技試験については、試験の実施に当たり機材の準備、試験会場の確保等、受検申請手続開始から試験まで一定の時間が必要になります。このため、現在、厚生労働省からは、技能実習生の在留期間が半分を過ぎる前までに（随時3級の場合は12か月前までに）、外国人技能実習機構へ受検申請の連絡をしていただきますよう、企業や監理団体の皆様をお願いしているところです。本県としましても、外国人技能実習生の皆様が確実に技能を修得し、本国への技術移転に貢献していただけるよう、引き続き試験の実施体制の整備に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 | すでに実施している |
| 14 | 2019/2/4 | 電子メール | 提案意見 | 道路区画線の引き直しについて | みえ県議会だよりを読みましたが、極めて剥離が進んでいると判断した区画線が1,400kmあると把握しているながら、次年度以降も予算の確保に努めるとはどういう答弁なのでしょう。即、優先して予算を割り当てて実施するべきです。車両だけではなく、自転車・歩行者いわゆる交通弱者も危険に遭遇する箇所です。県民の生命にかかわる事案のため、優先的な対応を望みます。 | 県土整備部 | 道路管理課 | 区画線の引き直しについては、剥離の状況などを踏まえ優先度の高い箇所から選定する基準を作成して、例年約200kmの引き直しをしていたところを平成30年度には1.5倍の約300kmの引き直しを実施します。まずは、極めて剥離が進んでいる箇所での引き直しを計画的に実施していきたいと考えており、翌年度も引き続き、約300kmの引き直しを実施する予定です。道路の維持管理については、舗装修繕、道路除草など多岐にわたっており、同時に全ての対応を行うことは困難な状況にあります。このため、区画線の引き直しは、剥離の状況や歩道の設置状況などの優先度を踏まえて実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。 | すでに実施している |
| 15 | 2019/1/15 | 電子メール | 要望 | 河川の名前の看板について | 国の管理する河川の河川名看板は管理がされていますが、県が管理する河川の河川名看板は見かける看板の多くで河川の名前が消えています。河川のパトロールの点検から外れていて、把握されていないのでしょうか。それとも、予算がなく放置しているのでしょうか。速やかに表記をお願いします。 | 県土整備部 | 河川課 | ご意見ありがとうございます。今回ご指摘いただきました看板の河川名の表記につきましては、河川パトロールの中で、点検を行っています。河川の名前が消えている看板につきましては、今後順次、書き直しなどの対応を行う予定です。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。 | 次年度以降に反映したい |
| 16 | 2019/1/9 | 電子メール | 要望 | 砕石場の粉塵について | 鳥羽市菅島採石場からの粉塵が酷く、窓ガラスが汚れて窓の開閉が悪くなったり、自動車や洗濯物も汚れます。鼻や喉や目も調子悪く、健康も心配です。雨の日は海も濁り、漁業への被害も心配です。三重県で調査していただけないでしょうか。 | 県土整備部 | 理志・摩建設事務所総務・管 | 当所では、採石法による岩石の採取にあたって、一定の基準により、審査、認可しており、認可後も年に一度の立ち入り調査を実施するなど、採取に伴う災害、公害の防止に努めています。今回いただいたご意見について、先日事業者に対して、申し伝えるとともに、今後の防止対策等の聴き取り調査を実施しました。その中で、事業者から、散水車、スプリンクラーによる散水回数や散水量を増やすなどの提案がありました。仮に改善が見られない場合は、改めて事業者に対して、調査も含めて、必要な対策を講ずるよう指導してまいります。 | すでに実施している |

| 整理番号 | 受付年月日 | 受付方法 | 種別 | 件名 | 概要 | 対応部局 | 対応課 | 対応内容 | 反映区分 |
|-----------|-----------|-------|------|------------------|---|-------|-------|--|-----------|
| 17 | 2019/2/13 | 電子メール | 提案意見 | 県の業者選定について | 三重県の業者選定があるのは、税金を使用するという点で、透明性の確保という意味では一定の理解ができます。しかし、すべての物品をその業者から購入しなければならないということに違和感を覚えます。県や市の必要な物品というのは税金で購入をしているのですから、1 明らかに値段の差がある場合、同じ物品もしくは同等の物品であれば少しでも安い物を購入すべきではないでしょうか。2 選定業者が取り扱いを行っていない物品に関しては選定業者外から購入を可能にするべきではないでしょうか。1に関しては選定業者と言うだけで高い物を購入させられている場合があります。2に関してはわざわざ選定業者で購入する為に選定業者外から購入してもらい費用を上乘せして払っているという現状があります。その場合、業者選定の趣旨とは大きくかけ離れるものではないでしょうか。1、2ともに可能ということであれば費用を管理する事務職員に正しい情報が伝わっていないと考えられるのでしっかりと伝えていくべきものだと思います。 | 出納局 | 会計支援課 | ご意見いただきありがとうございます。事業者選定方法は、三重県少額物品・役務等調達基準に基づき、各所属が常時必要な物品等の調達、役務の提供などの種類ごとに、地域事業者の育成を図ることを目的として、物件等の契約を希望する地域事業者の中から常時選定事業者を選定し、事業者のローテーション表を作成しています。そのローテーション表に基き、発注及び見積徴取等を行っています。また、常時調達を行わないため、ローテーション表を作成しない物件等の調達については、任意の事業者への発注及び見積徴取等を行っています。その場合、事業者選定の場合と同様に、地域要件を重視した発注を行っておりますが、特定の事業者に発注が偏らないようにしています。なお、物件等の発注の際には、あらかじめ予定価格を作成し、事業者から提出いただいた見積書等と比較したうえで、予定価格の範囲内であれば契約を行っているところです。今後も職員に対し、引き続き制度の適切な運用について周知を図ってまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 | すでに実施している |
| 18 | 2019/1/30 | 封書・葉書 | その他 | 公共交通の充実について | いつも住民のためにご尽力くださり、ありがとうございます。皆さまのご意見を拝読していますが、「公共交通について」のものがなく疑問に思っています。私のところで走っているコミュニティバスは十分に住民の足になっていません。民生委員として地域の高齢者の方々と接していますが、皆さん外出に苦労しています。車の免許を返納すると都会の子どものところに行く人も多く、空き家が増えています。また、健康維持のために大切な学習会やグランドゴルフなどの参加者は減ってきています。行きたいときに、行きたいところへ行ける「公共交通の充実」は「福祉の原点」であり、健康寿命を伸ばし、介護保険の利用を減らすことにつながっていくと思います。この点について議員の皆さまのお考えをお聞かせください。 | 議会事務局 | 議会事務局 | このたびは県議会に貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は、今後、議会での議論につなげられるよう、議会事務局から全議員にお伝えさせていただきます。 | 施策の参考とする |
| 19 (7) | 2019/1/24 | 電子メール | 提案意見 | インフルエンザの治癒証明について | 厚生労働省や小児科学会でも意味がないと止めるように提言しています。また、再感染や医療の混乱、医療費の負担などマイナスの面が多く止めるように提言している中、治癒証明を求める児童施設や学校はおかしいのではないのでしょうか。受診証明ならまだ理解出来ます。領収書でも認めれば医師も事務も効率的ですし、治療を求めるのは当然で感染防止で大事だと思います。解熱し症状が出ていないことを確認できれば、明確な根拠でない医療はおかしいのではないのでしょうか。他県では廃止している県もあり、ぜひ、三重県でも検討をお願いします。治癒証明の提出よりも、加湿や手洗い、予防接種、抵抗力をつけるなど予防に施設や学校は取り組むことをが大切ではないでしょうか。 | 教育委員会 | 保健体育課 | 三重県教育委員会としましては、学校における治癒証明書の提出について、求めているものではありません。しかし、市町教育委員会および学校においては、感染拡大防止のため、出席停止の判断の目安にする等の観点から、治癒証明書の提出を求めている場合があります。厚生労働省や文部科学省は、治癒証明書の提出については一律に求める必要はないという見解を出していることも踏まえ、今後は県内の市町及び学校における治癒証明書の取扱いの状況について、情報収集に努めるとともに、三重県医師会等と協議を行ってまいります。また、引き続き感染症予防への取組をすすめてまいります。 | 施策の参考とする |